

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	枚方市 小児慢性特定疾病医療費給付事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、小児慢性特定疾病医療費給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣誓する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年8月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費給付事務
②事務の概要	<p>児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養にかかる経済的な負担軽減を図り、その児童等の健全な育成及び福祉の向上を図ることを目的に、小児慢性特定疾病医療費支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。</p> <p>①小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理・認定 ②医療の給付等に係る小児慢性特定疾患治療研究事業台帳の整備 ③児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給 ④小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の申請受理・認定 ⑤小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消し ⑥小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る登録者証交付の申請・認定</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務></p> <p>・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</p> <p>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</p> <p>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条1項 別表8の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 ・番号法第19条6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 <p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-1197 枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課 072-807-7625
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。その他、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[十分に行っている]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[十分である]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー等へのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードを用いた認証によって限定しており、アクセス権限を適切に管理していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。	事後	誤字脱字の修正のため。
平成29年7月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の項番7の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令 第7条第2項	・番号法別表第1の7の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の9の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条)	事後	法令改正のため。
平成29年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法 第19条第7号 別表第二の9の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条 【情報提供の根拠】 番号法 第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	【照会】 ・番号法別表第2の9の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条) 【提供】 ・同表の26、56の2、87、119の項(同命令第19条、第30条、第44条、第59条の3)	事後	法令改正のため。
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の9の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条) 【提供】 ・同表の26、56の2、87、119の項(同命令第19条、第30条、第44条、第59条の3)	【照会】 ・番号法別表第2の9の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条) 【提供】 ・同表の26、56の2、87、120の項(同命令第19条、第30条、第44条、第59条の3)	事後	法令改正のため
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	村上 朋子	保健予防課長	事後	様式改正のため
	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点修正
	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点修正
	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正のため
令和6年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(なし)	(以下の項目を追加) ⑥小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る登録者証交付の申請・認定	事前	事務の内容追加のため。
令和6年3月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署名	枚方市 健康部 保健所 保健予防課	枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課	事後	組織名変更のため
令和6年3月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒573-0027枚方市大垣内町2丁目2番2号 枚方市 健康部 保健所 保健予防課	〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目2番2号 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課	事後	組織名変更のため
令和6年3月11日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	時点修正
令和7年8月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(なし)	(以下の項目を追加) <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	事務の内容追加のため。
令和7年8月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	事務の内容追加のため。
令和7年8月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の7の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する法別表第2の9の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条)	・番号法第9条1項 別表8の項 ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項 ・番号法第19条6号	事後	法令改正のため。 事務の内容追加のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の9の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条) 【提供】 ・同表の26、56の2、87、120の項(同命令第19条、第30条、第44条、第59条の3)	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 【提供】 ・番号法第19条第8号第2条の表42、80、125、161の項	事後	法令改正のため。
令和7年8月27日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課	〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	電話番号を追加
令和7年8月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目2番2号 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課	〒573-1197 枚方市禁野本町2丁目13番13号 枚方市 健康福祉部 保健所 保健予防課 072-807-7625	事後	移転のため。
令和7年8月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年7月15日時点	事後	時点修正
令和7年8月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年7月15日時点	事後	時点修正
令和7年8月27日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(なし)	(以下の記載を追加) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か、に対し、「十分である」	事前	事務の内容追加のため。
令和7年8月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	様式改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月27日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(新規項目)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。その他、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式改正のため
令和7年8月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	3 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正のため
令和7年8月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	様式改正のため
令和7年8月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規項目)	小児慢性特定疾病システム、中間サーバー等へのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードを用いた認証によって限定しており、アクセス権限を適切に管理していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正のため